

第9回アジア冬季競技大会 (2025 / ハルビン)

TEAM JAPAN選手等の肖像使用 に関するガイドライン



目次

OCA憲章第52条細則第6項とは	3
アジア冬季競技大会における 日本国内での肖像使用規制について(基本概要)	4
OCA憲章第52条付属細則第6項の例外に該当する 「ジェネリック広告」における肖像使用条件	5
使用条件①「掲出時期」	6
使用条件②「広告表現」	7
使用条件③「広告使用媒体」	9
使用条件④「広告出稿量」	11
大会参加者の肖像使用に関する確認書の提出	12
問い合わせ先	14



OCA憲章第52条 付属細則第6項とは

アジア冬季競技大会を主催するアジア・オリンピック評議会（以下「OCA」という）によるOCA憲章第52条付属細則第6項には、次のように規定されています。

「理事会が許可した場合を除き、OCA競技大会に参加する競技者、コーチまたは役員は、OCA競技大会の開催中、その身体、氏名、写真または競技の様態を宣伝の目的で使用させてはならない。」

一方で、OCA競技大会では、IOCが定めるガイドラインに則って運用することが定められています（OCA憲章第52条付属細則第1項）。オリンピック等のIOC主催大会においては、オリンピック憲章第40条付属細則第3項（通称：ルール40）に同じく大会参加者の肖像に関する規程が存在します。

JOCでは、オリンピック競技大会と同様、大会参加者の権利の尊重と大会参加者の練習環境の整備・競技力の向上に、日頃から継続的にご支援をいただいている個人スポンサー等への配慮、マーケティングへの影響を鑑み、肖像使用規制期間（開村日から閉会式の2日後まで）であっても特定の条件に基づき、日本国内で選手等の肖像を使用できることといたしました。

また、この規定の遵守は、アジア冬季競技大会にも適用されるオリンピック憲章第48条付属細則第3項（大会参加者のメディア活動の禁止）、並びに、大会参加者の着用ウェア及びスポーツ用具のブランド表示を規定するOCA憲章第36条付属細則第2項とともに、大会参加者の参加資格条件となっており、違反行為は大会参加資格の剥奪にも繋がりますので十分注意していただくようお願いいたします。

オリンピック憲章第48条付属細則第3項

メディアとしての資格認定を受けた個人のみがジャーナリスト、報道記者としてまたはその他のメディアの資格で活動することができる。いかなる状況のもとでもオリンピック競技大会の期間中、選手、コーチ、役員、プレスアタッシュェ、あるいはその他の資格認定を受けた参加者は、ジャーナリストまたはその他のメディアの資格で活動してはならない。

OCA憲章第36条付属細則第2項

いかなる形態の広告や宣伝、コマーシャル等も、人、スポーツウェア、アクセサリー（より一般的には、選手もしくはその他のOCA競技大会の参加者が着用する衣類、使用する用具）に表示してはならない。ただし、OCA競技大会マーケティング・ガイドラインで規定される用品や用具のメーカー識別表示を例外とするが、かかる識別表示が広告目的で著しく目立つものであってはならない。

アジア冬季競技大会における 日本国内での肖像使用規制について (基本概要)

第9回アジア冬季競技大会(2025/ハルビン)において、日本国内で適用される肖像使用規制については以下の通りです。

1) 肖像使用規制期間

OCAが定めた期間：選手村開村日より閉会式2日後まで(2025年1月31日～2025年2月16日)

※アジア冬季競技大会(2025/ハルビン)開催期間：2025年2月7日～2月14日

2) 主な方針

大会参加者は、自身の容姿、名前、映像(以下、「肖像」という。)を、日本国内において、TEAM JAPANパートナー、アジア冬季競技大会スポンサー、オリンピックパートナー及び自身の個人スポンサー等に限り、以下の条件のもと、商業的活動を目的として使用させることができる。

①TEAM JAPANパートナー、アジア冬季競技大会スポンサー、オリンピックパートナーの場合

TEAM JAPANパートナー、アジア冬季競技大会スポンサー、オリンピックパートナーに適用される規定に合致し、事前にJOCの承認を取ることを。

※但し、契約カテゴリ外の製品・サービスの販促は、大会参加者の個人スポンサーとしての手続きが必要となります。

②個人スポンサー等の場合

- ・大会参加者の肖像使用に関する確認書をJOC事務局に提出すること。
- ・肖像使用に際し、大会参加者から必要な同意を得ること。
- ・IOC及びJOCの方針に反するカテゴリの広告ではないこと。
(例：タバコ、禁止薬物、ハードリカー、ギャンブル、ポルノ、道徳に反するビジネス等)
- ・ジェネリック広告における肖像使用条件(P.5参照)を遵守していること。

3) 個人スポンサー等の定義

個人スポンサー

大会参加者に対して、物品や資金提供により日々の活動を支援し、大会参加者の肖像を使用して商業活動を行う企業・団体

所属先

日常より継続的に大会参加者を支援(雇用など)している所属先(企業・団体)として、大会参加者が競技会等の出場のために、NFに事前に登録をしている企業・団体

マネジメント会社

日常より継続的に大会参加者のスケジュール管理、メディア対応及び契約交渉等を支援している企業・団体

OCA憲章第52条付属細則第6項の例外に該当する 「ジェネリック広告」における 肖像使用条件

事前にJOC事務局へ確認書を提出した個人スポンサー等による大会参加者の肖像使用は、本ガイドラインに記載されている使用条件が遵守されている場合のみ、許諾されます。その基本条件は下記のとおりです。

① 広告等の掲出時期

日常、継続的に実施している広告等であり、アジア冬季競技大会への注目度が最も高まる期間を狙った広告等ではないこと(※1 開村日(1月31日)から起算して原則90日前までに使用している広告素材であること)等

※1 アジア冬季競技大会(2025/ハルビン)の場合は原則2024年11月2日までに、世間一般に向けて使用している素材であること。

① 広告等の表現

アジア冬季競技大会やアジア冬季競技大会TEAM JAPANをイメージさせるおそれのない広告内容であること等

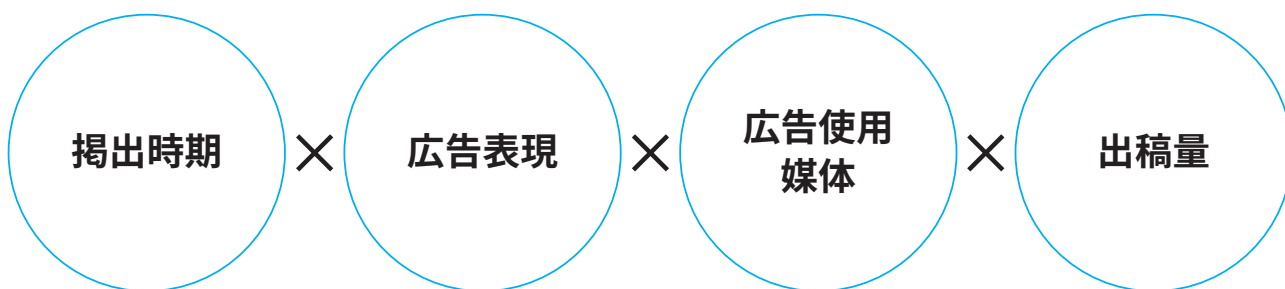
③ 広告等の掲載媒体・箇所

アジア冬季競技大会の開催に合わせた中継番組、特集ページではないこと等

④ 広告等の出稿量

日常、継続的に実施している広告等に比べ、極端に増加した広告出稿量ではないこと等

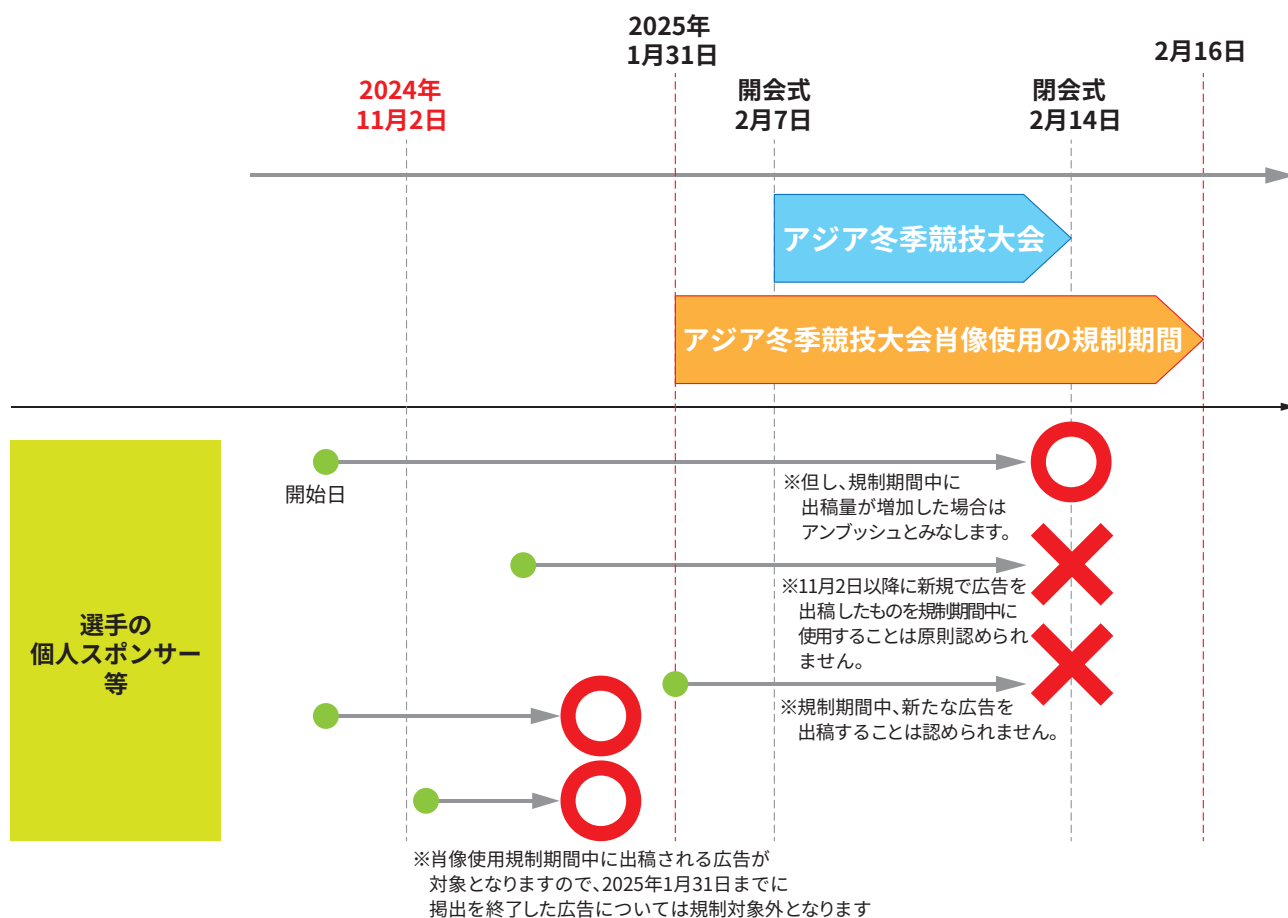
それぞれの条件について、次ページ以降に詳細を記載していますので、ご一読の上、ルールのご遵守にご協力をお願いします。



使用条件①「掲出時期」

肖像使用規制期間内の広告出稿

TEAM JAPANパートナー、アジア冬季競技大会スポンサー、オリンピックパートナー以外の個人スポンサー等によるアジア冬季競技大会への注目度が最も高まる時期を狙った大会参加者の肖像を使用した商業活動、広告・宣伝活動は、TEAM JAPANパートナー、アジア冬季競技大会スポンサーの権利を侵害し、アンブッシュマーケティングとなるおそれがあります。そのため、アジア冬季競技大会期間を意図的に狙ったアンブッシュを防止するために、個人スポンサー等は原則2024年11月2日以降に新たに企画された大会参加者の肖像を使用した広告を、肖像規制期間内に掲出することはできません。



- 掲出する媒体の変更は、出稿量が同等あるいは減少していると明らかに判断できる場合のみ出稿実績とみなします。

使用条件② 「広告表現」

事前にJOC事務局へ大会参加者の肖像使用に関する確認書を提出した個人スポンサー等が、肖像使用規制期間中の大会参加者の肖像を使用した広告・宣伝活動において、許諾される広告表現は、以下の通りとなります。

- ① アジア冬季競技大会、あるいはアジア冬季競技大会TEAM JAPANをテーマとしていない
- ② アジア冬季競技大会、あるいはJOCに関する知的財産(映像、音声等を含む)を使用していない
- ③ アジア冬季競技大会、あるいはアジア冬季競技大会TEAM JAPANを想起させない／関連づけない
- ④ 商品と競技パフォーマンスの結びつきを創出させない

使用条件③ 「広告使用媒体」

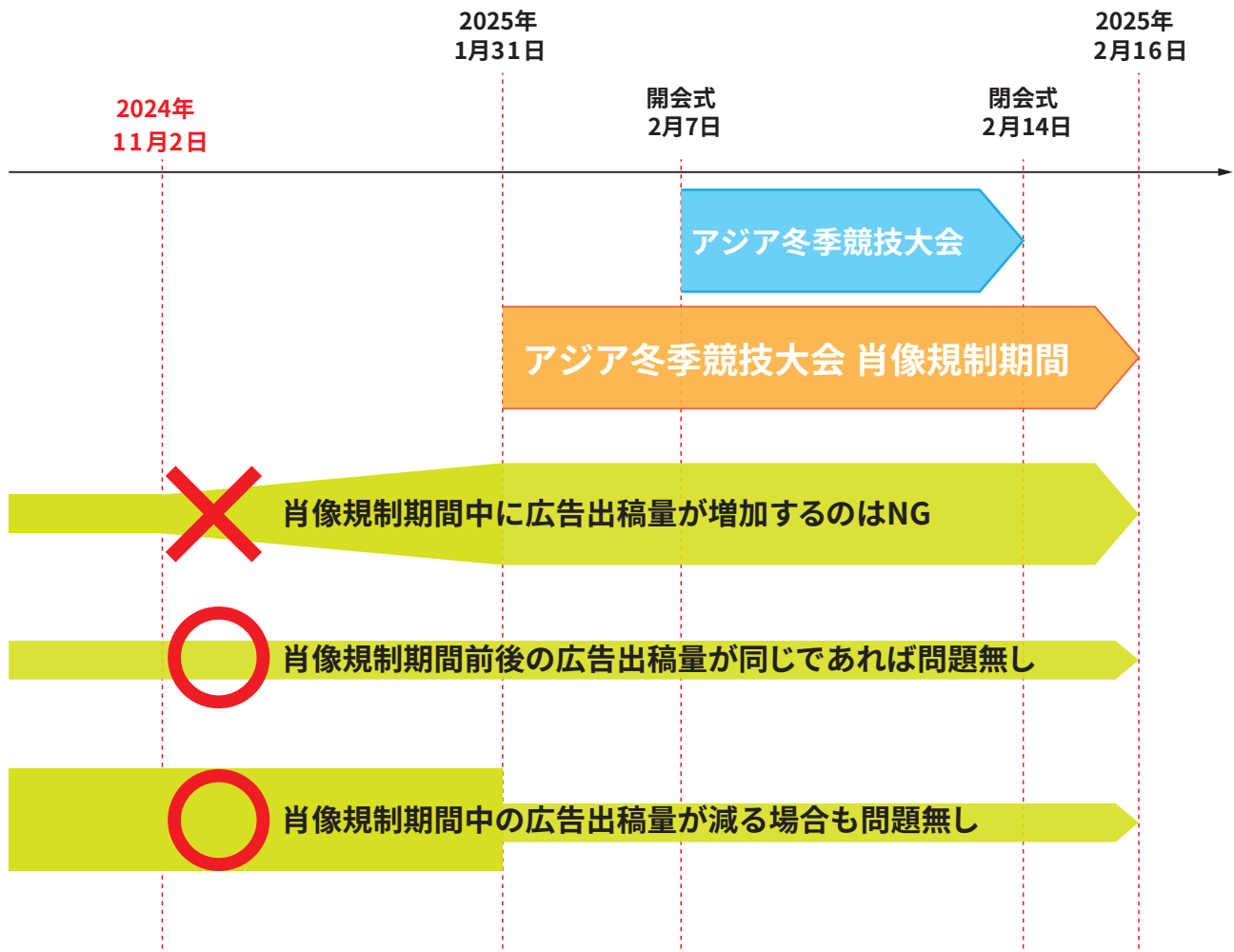
Ⅲ 使用媒体と掲出箇所

事前にJOC事務局へ大会参加者の肖像使用に関する確認書を提出した個人スポンサー等が広告・宣伝活動に使用する媒体には特に規制はありません。但し、「アジア冬季競技大会及びTEAM JAPANを想起させる」おそれがある

「アジア冬季競技大会特集」や「アジア冬季競技大会中継」等の広告枠を意図的に狙った出稿は認められませんので、ご注意ください。また、個人スポンサー等のホームページ等での大会参加者の肖像使用も申請対象となります。

使用条件④「広告出稿量」

事前にJOC事務局へ大会参加者の肖像使用に関する確認書を提出した個人スポンサー等が肖像規制期間を狙って広告出稿量を増加させた場合、アンブッシュ広告の意図があるとみなされる可能性があります。日常実施している広告宣伝・PR活動に比べて、多量な出稿を計画しているとみなされる場合は許諾されませんのでご注意ください。



大会参加者の 肖像使用に関する確認書の提出

個人スポンサー等による肖像使用手続き

<大会参加者及び個人スポンサー等の確認書の提出>

下記2種類の書面を、期日までにNFを通してデータにて提出してください。

提出期限までにアジア冬季競技大会への参加が決定及び内定していない場合でも、個人スポンサー等が、大会参加者の肖像を使用する可能性がある場合には確認書の提出をお願いします。

提出物：①【様式A】大会参加者による肖像使用に関する確認書(個人スポンサー等の申請含む)

②【様式B】個人スポンサー等による肖像使用に関する確認書

提出期限：2025年2月4日(火) ※ハルビンアジア冬季競技大会TEAM JAPAN結団式当日まで

提出方法：大会参加者が所属するNF担当者より、JOC事務局が指定するメールアドレスまで送付ください。

メールアドレス：rule40@joc.or.jp ※スキャンデータにてご提出ください。

記入する内容：肖像を使用される大会参加者の氏名・競技・種目名

大会参加者の記名押印または署名(自筆)

個人スポンサー等の責任者記名押印または署名(自筆)

個人スポンサー等の企業名・担当者連絡先

主な内容：

- ・大会期間中の肖像使用違反(登録手続き及び同意プロセス含む)があった場合、大会参加者の参加資格が最悪の場合取り消されることを理解し、最大限の協力を行うこと。
- ・違反した場合は上記に加え、個人スポンサー等においては、2025年以降にJOCが派遣する国際総合競技大会の参加者肖像を肖像使用規制期間中一切使用できなくなる可能性があることに対して了承すること。
- ・一切のアジア冬季競技大会知的財産の使用の禁止。アジア冬季競技大会や組織委員会、TEAM JAPANとのいかなる関連付け及び想起をさせないことを約束すること。
- ・JOCが発行する第9回アジア冬季競技大会(2025 / ハルビン) TEAM JAPAN選手等の肖像使用に関するガイドラインを順守し、万が一JOCがアンブッシュマーケティングの恐れがあると判断した場合、修正及び取り下げも含め協力すること。

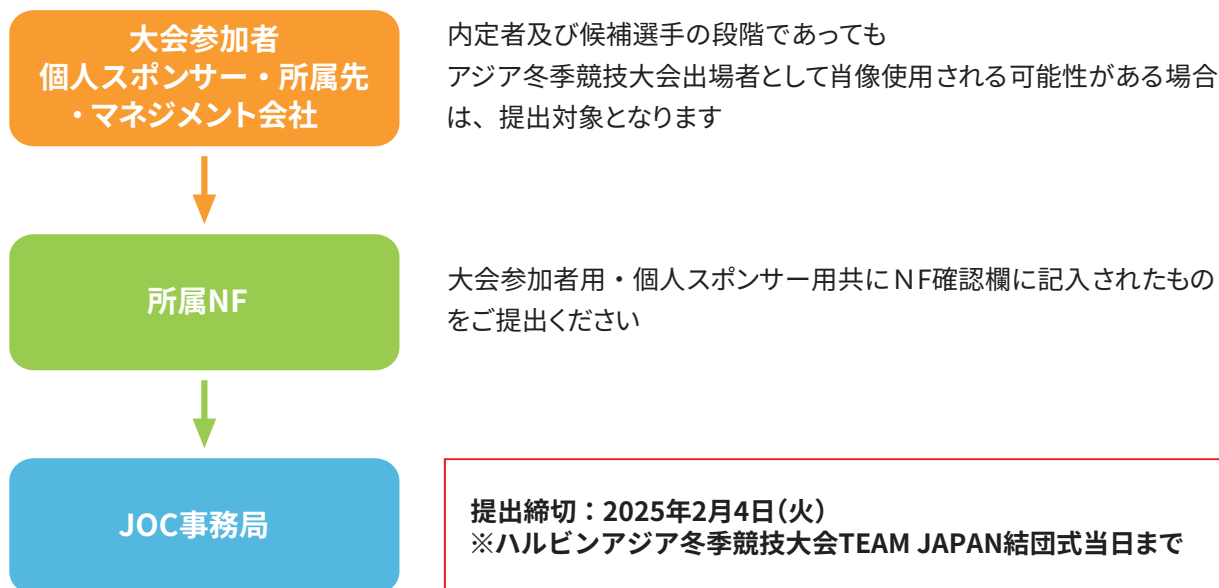
注意事項：

確認書に記載された情報の確認や不足があった場合には、JOC事務局から記載されたご連絡先にご連絡する場合があります。

大会参加者の

肖像使用に関する確認書の提出

提出手順：



問い合わせ先

公益財団法人日本オリンピック委員会

マーケティング部（ルール40担当）

電話番号：03-6910-5955

メールアドレス：rule40@joc.or.jp